

第12回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和6年12月5日（木）
- 2 開会日時及び場所
令和6年12月5日（木） 午後1時55分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和6年12月5日（木） 午後3時00分
- 4 委員氏名

(1)出席者（18名）

1番 山崎富士子	2番 笠原 勝	3番 松尾 茂敏	4番 田浦 則利
5番 中川 實美	6番 馬場 保	7番 前田 辰己	9番 田島 真一
10番 内田 弘幸	11番 栄木 正孝	12番 宮寄 芳守	13番 井出 真吾
14番 小田 伸吾	15番 小筏 正治	16番 山崎 正典	17番 坂本 博
18番 東 康敬	19番 林田 剛		

(2)欠席者（1名）

8番 鶴崎 高幸

5 議事に参与した者

事務局長	高木 謙次
次 長	内田 啓輔
課長補佐	酒井 伸也

6 提出議案及び報告事案

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第55号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第56号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第58号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第59号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 日程第7 議案第60号 農用地利用集積等促進計画（原案）の意見聴取について

午後1時55分開会

○事務局長（高木 謙次君） それでは、ただいまから令和6年第12回雲仙市農業委員会総会を始め

たいと思います。

まず、議案の訂正をお願いしたいと思います。

議案書の61ページ、整理番号の13番になります。61ページの整理番号13番、取下げの申出がっておりますので、削除をお願いします。

よろしいですか。それでは、議事進行上発言をされる場合は、挙手の上、議長が指名をしてからマイクを通して発言をしてください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

本日は、鶴崎委員から欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、法の規定による過半数に達しておりますので、会長に開会をお願いいたします。

○議長（林田 剛君） 皆さん、こんにちは。師走を迎え、今年も残すところ僅かになりましたが、皆さん、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。議会も終わって、今年いろいろ、正月の地震、そして、能登半島における地震、それから大雨、災害等のニュースなどいろいろありましたが、残すところあと1か月ですので、皆さんも、今年健康に過ごされることを願いたいと思います。

それでは、着座にて進めてまいります。

ただいまから、令和6年第12回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定より、12番、宮寄芳守委員、13番、井出真吾委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第55号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第7、議案第60号、農用地利用集積等促進計画（原案）の意見聴取までの議案6件となります。

それでは、日程第2、議案第55号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第55号の朗読〕

議案書3ページ、申請番号54番から65番まで、12件の申請がっております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長お願いします。

○委員（５番 中川 實美君） 議席番号５番、東部調査会長の中川です。

東部調査会関係分は、申請番号５４番から６０番です。

申請番号５４番から５７番については、同一人が受入となっておりますので一括で説明しますが、４件で７筆の農地を耕作できない所有者から有償で引き取り、新たに農業を始めようとする案件です。

申請番号５８番は、所有者が耕作に不便な農地を近隣で耕作している受け人が譲り受ける案件、申請番号５９番は、所有者が耕作できないため、近隣で耕作している受け人に譲り渡す案件、申請番号６０番は、規模拡大のために譲り受ける案件です。現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号５４番から６０番について、ご質疑がありましたらお願いします。はい、どうぞ。

○委員（１８番 東 康敬君） １８番、東です。

事務局にお尋ねなんですけれども、議案の申請番号６０番の件について、調査会の中で、いろいろ議論がある中で、保留的な意見がなかったですね。そこら辺の意見の結論をお願いをしたいと思います。

○議長（林田 剛君） 事務局どうぞ。

○事務局長（高木 謙次君） 譲受人のお父さんになるんですけれども、所有する農地の周りでトラブルを結構起こされているということで、この方が農地法上、適格な方になるのかどうかということで、ご意見等もありました。そういった中で、一応そのお父さん、経営主になるんですけれども、その方について、昨日、一応お会いしまして、話を聞きましたところ、実際、苦情を言われていた方と、譲受人と、直接、今は話をされていなくて、言い分に結構食い違いがあっているみたいなんです。誤解があっているみたいなので、苦情を言われていた方も、相手の話を聞いて納得をされたということで、その点について一応解決をされております。

以上です。

○議長（林田 剛君） よろしいですか。

○委員（１８番 東 康敬君） まだ分からんところがいっぱいあるけど、詳しいところも、うちらも、調査会の中で聞いたことであって、今、事務局からの結論からすれば、納得せないかんかなというところが、私の意見です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員（２番 笠原 勝君） 議席番号２番、笠原です。

54から56の、新たに農業を始めたいという方ですが、作付予定がイタリアンってなるととで
すけど、これは家畜を飼われるという予定というか新たに牛を飼うのかどうか。（発言する者あり）

○議長（林田 剛君） 事務局どうぞ。

○事務局長（高木 謙次君） 一応、ここにイタリアンをつくって、畜産業に販売するという事で、
営農計画書のほうに書いてあります。

○委員（2番 笠原 勝君） 分かりました。

○議長（林田 剛君） ほかにありませんか。内田委員。

○委員（10番 内田 弘幸君） 議席番号10番、内田です。

先ほど、東委員が言われたと思うんだけど、局長のことなんですけど、ちょっと、どういうところ
でどういうふうに食い違った話だったのかというのを、やっぱり、何か言うてもらわんことには、み
んな、皆さんもそうね、東部調査会のほうの方も納得は、それはされているのかなと思って、私たち
なんか、特に何の話をして、何のあれが食い違いがあったのかというのは全く分かりません。よろし
くお願いします。

○議長（林田 剛君） 事務局お願いします。

○事務局長（高木 謙次君） 譲受人が、ある農地の下の農地、水田を買われて、そこは農地改良で高
められているんですね。そのときに、一応、上からの水が流れるように排水はつくっていいよと言
っていたんですけども、その上の農地の方は、ある方から、ヤミで小作をされていた農地で、排水
をしていいと言われていたんですけども、上の方は、そう高められたことで、その溝まで掘って排
水はせんでいいようなことでも、その耕作をやめられたんですね。貸主の方は、貸していた方が、
そこでもう米を作らなくなって、今荒れていつているんで、その下の方が農地を高めて水の排水まで
止めてしまったということで、非常に悪いというイメージを持っておられたんですね。そういう苦情
が支所のほうにありまして、支所のほうも、その上の農地の方の、所有者の方の話しか聞いておられ
ずに、下の農地の人が勝手に排水ができないようにしてしまったということで、苦情があっていたみ
たいなんですけれども、昨日会って話をしてみましたら、下の農地の方は、排水は掘ってつくっても
いいよと言っていたのに、上のヤミ小作をされていた方が勝手に耕作をやめて、その所有者の方に、
そういう排水ができないからもう作らんということになりましたということで、それでも、作らなく
ても、所有者の方には米のほうは、小作料としてやられていたみたいなんですけど。

とにかく、下の農地の方を非常に悪いようなイメージで持っておられたんで、それが先走りをずっ
としてから今までできていたんですけども、昨日の話を聞いてみたら、下の農地の方は全然そういう
ことじゃなくて、水利はちゃんと確保していいよと言っていたのに、勝手に上の方が、ヤミ小作をさ
れていた方がやめられたということで、話になっていたんですよ。分かりますかね。

○委員（11番 栄木 正孝君） すみません。もともと上の方は田んぼなんですよ。

○事務局長（高木 謙次君） はい。

○委員（１０番 内田 弘幸君） 下は、そのまま排水は流れるようになっていたんでしょう。

○事務局長（高木 謙次君） もともととはですね。

○委員（１０番 内田 弘幸君） それに対して、上へ上げたから勝手に排水をしてよかよというより、下の人へいけんと言うとはちょっとおかしいじゃないですか。そこまでちゃんと排水がもともととなっているところを上へ上げて、上の方が何でその排水までせんないけん、そこで多分、食い違つとるとですね。もともとあったら、その排水、自分がせんでも下に下っていくのが田んぼだったわけでしょう。（「そうそう」と言う者あり）上の方が排水、だから自分でしたことはあるんで、そういう言い方はないと思います。

○委員（１８番 東 康敬君） 今のトラブルちゅうんが、誤解の中で解決はしたわけですか。

○事務局長（高木 謙次君） 一応、坂本さん、昨日はちょっと行かれていたと思うんですよ。

○委員（１７番 坂本 博君） 昨日、立ち寄って、だいぶ話が違うなというところはあったんですけど、譲受人の言い分とすれば、一回埋めてから水稻、米作っちゃうときに、どんどん水が枯れて、一面枯れちゃったということで、それで、米を作っている人に言うたら、俺はかけちよらんって、何かそこでも揉めたらしかやけど、それで、こっちは、だから、自分で水道、水ば上げれば、それでよかよって、こっちでよかよって言うたってなっちゃって。

それで、双方で話をすることとして、一応それで納得はさせたんだけど、作る人がおるかどうかは、また、その人が悪かちゅうた人はもう多分作らんやろうと思ったけど、一応、話だけはしてみるんやっただけだな。

○委員（１８番 東 康敬君） あれは、本当は、埋上げをするときには、水路系もあるわけやけ、水路はちゃんとつくって埋めていかないかとやもんね。（発言する者あり）

○委員（１７番 坂本 博君） それで、もう一人の人はあぜを控えて作っていらすよ、農村、水路通らんように。

○委員（１８番 東 康敬君） だから、水路自体というのは、埋めた人がつくってやらんと、使う人等じゃなくて埋めた人がつくってやらないかんの、本当は。

○委員（１０番 内田 弘幸君） 埋めた人がつくらんげな、おかしか話ですたいね。

○委員（１８番 東 康敬君） そうそう。

○委員（１７番 坂本 博君） もとは田んぼで、全部流れるようなっちゃったけな。

○委員（１１番 栄木 正孝君） そこ、今まででから、水は流れるようになっていたところを、そのまま下の人が上へ上げて、流れるところをふさいだという感じでやっているんでね。

○委員（１０番 内田 弘幸君） それは、ちょっとやっぱり、それはそういう人げら、ちょっといろいろやっぱり大変やろう、今からも。

だから、ここを、この60番に関しては、調査会でも、ここで許可という形じゃなくて、この総会の中で議論をしてもらって結論を出すということじゃなかったかね、調査会の中では。調査会だけでは保留のような形でここまで議案というのは持ってきたと思うんですけどね。

だから、もう一つあったのが、結局4反7,000ぐらいのを無償ということであった中でも、これも事務局からの説明があった。これも、やっぱり説明しとかないかんやろ、この前説明したように。

○議長（林田 剛君） 事務局。

○事務局長（高木 謙次君） これについては、ちょっとまだ後の確認もあったんですけど、212の1の田ですね、1,864平米、これに抵当権が入っているんですね。そういったのもあって無償にされているのかなと言われていたんですけど、今現在、抵当権については抹消の手続を進められているということを。

○委員（17番 坂本 博君） それで、売るほうに、電話したら、いや、もう親父がせんごとなったけん、土地を処分したから、それでよかってすよって。（笑声）

それで、昨日、古賀さんの話では、10年間は下のほうをやること、その土地はなおっても、10年間は下作をやることしとるんじゃないかな。

○委員（18番 東 康敬君） 10年たっちよるけんね。

○委員（5番 中川 實美君） それはよかところですか。

○委員（17番 坂本 博君） よかところ。田んぼもよかところ、よか場所のところで、どげんみて、もったいかな。

○議長（林田 剛君） 事務局。

○事務局長（高木 謙次君） あと、これ、相手方の希望となっていますけど、もう今現在、もう既に譲受人が作られていて、その中で、相手が購入したいということでの相手方の要望ということです。

○委員（18番 東 康敬君） 購入したいというか、無償じゃなかったですか。

○事務局長（高木 謙次君） まあ、もう欲しいと、自分で所有権を取得したいということの要望があったということだと思います。

○議長（林田 剛君） はい、どうぞ。内田委員。

○委員（10番 内田 弘幸君） これ、無償となっとして、そして今度、10年間は小作料が払うという、有償じゃなかですか。

○委員（17番 坂本 博君） 一応、昨日、お話聞いたら、そう言いましたけどな。

○委員（10番 内田 弘幸君） じゃけん、そういうところで、無償で、無償はないんじゃないかなと、今また思います。

○事務局長（高木 謙次君） 借りられていたんで。

すみません、小作でやるというのを事務局は把握しておりません。

○委員（１７番 坂本 博君） 昨日、一応、それ、聞いたけん。

○委員（１０番 内田 弘幸君） ただ、それはいけんですよ。これはもうちょっと、今回、許可じゃなくてさ、無償なのか有償なのかもはっきり分かん。そして、小作料ごとありますっていうような話じゃ、これは通すわけにはいかんでしょ、もう、はっきり言うて。そこら辺がはっきりした後で、もう１回出させるような形に持っていかんことには、これは有償じゃろ、無償じゃろ、小作じゃろが、金もらうとは認められるもんですか。

○委員（１８番 東 康敬君） これは、東部の調査会でも結論は出ずに、ここの総会で結論を仰ごうという形の調査会やったですよ。

○議長（林田 剛君） どうぞ、事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 事務局では、確認した中では、もう無償ということで確認を取っておいりましたので、今あった話については存じ上げておりません。

○委員（１０番 内田 弘幸君） まず、新たなあれが出てきたわけですから、それはそれで、やっぱりその時点では無償やったかもしれんけど、１０年間は小作料がやるとかですね、そういうことが出てくれば、ちゃんとした形で、やっぱり上げてもらわんことには、そんなもんが「はい、そうですか」って、委員会でも通らん。

○委員（１８番 東 康敬君） それからすれば、議案書と本当のことを言ってられれば、裏取引と一緒にするわけですたいね、感じとしては。議案書には無償ですけど、裏ではこういう形でやりますよというのが、今、話を聞いていれば、僕らは、裏ではやっぱりそういう取引があったんかねという形になってくるわけです。（発言する者あり）

だから、今日でも言ったように、判断は、この総会で判断を仰ぐという形です。今でもこれ、調査会の中でも結論は出ちょらんのやけ。（「これだけ保留ということで」「１件だけということ」「できるかどうか」と言う者あり）

○議長（林田 剛君） ほかの委員の方、何かご意見、質問ございませんか。（「確認して」と言う者あり）（発言する者あり）

ちょっと今、事務局のほうで保留が可能かどうかを確認中ですので。（「次に行こう」と言う者あり）

○事務局（酒井 伸也君） 一応、事務局で確認してもらったんですけど、そういう事実は確認できていないので、この議案のとおりですということなんです。

○委員（１０番 内田 弘幸君） 確認しちよつとたいちな。そうか、確認しながら、出して、確認しちよるやろ。それば確認、事務局が確認したとかせんとかじゃなくて、今現在、農業委員が言いよるじゃ。それば確認すらか、そういうことじゃないか。

○事務局長（高木 謙次君） こいばとめたときに、これ全体が駄目になるとかどう、ちょっと確認

して。（「いや、もう全部」と言う者あり）全部駄目。（「なっとばってん」と言う者あり）

○委員（１０番 内田 弘幸君） 今の話に対して、事務局はその辺、確認ば取ればよかじゃなかね。

○議長（林田 剛君） 今、確認中というとは、ちょっと私のあれですけど、この案件の、小作料を払うか払わんかの確認じゃなくて、例えば、今これ、６０番をちょっと保留とかにした場合が、ほかの議案書を全部止めることをせんばじゃけ、そういう例があったですよ、基盤法の場合は。３条の場合もそげんなったかというとは、今、確認を取ってもらいよる。

○事務局長（高木 謙次君） 事務局のほうでは無償ということで、一応確認取っていたわけですけど、先ほど、昨日の確認の中で、小作料として、１０年間払うというような話もありましたんで、この件については、事務局のほうで再確認した上で、有償無償をもう一回確認して、そういうのを修正した内容で通していただくということとはできないでしょうか。

○議長（林田 剛君） そういう条件付ということよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） 内田委員、よろしいですか。

○委員（１０番 内田 弘幸君） 最後は事務局に。

○議長（林田 剛君） それでは、今、局長から説明がありましたので、その点につきましては、よろしくをお願いします。

ほかに、東部調査会分につきまして、ご質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長をお願いします。

○委員（１０番 内田 弘幸君） 議席番号１０番、中部調査会副会長の内田です。

中部調査会関係分は、申請番号６１番から６３番です。

申請番号６１番は、この後、５条許可申請で宅地として譲り受ける残置を農地として譲り受け、農業を始める案件です。

申請番号６２番は、所有者が耕作できない農地を規模拡大のため譲り受ける案件、申請番号６３番は、測量時に所有者の農地に譲受人の農地が小面積で入り込んでいることが発覚し、今回譲り渡す案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号６１番から６３番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長をお願いします。

○委員（１６番 山崎 正典君） 議席番号１６番、西部調査会長の山崎です。

西部調査会関係分は申請番号６４番から６５番です。

申請番号６４番は、県外からの移住者が、農地付きの空き家を同時購入し、新たに農業を始めようと譲り受ける案件、申請番号６５番は、農業後継者へ贈与する案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号６４番から６５番について、ご質疑がありましたらお願いします。ございませんか。あい、どうぞ、小田委員。

○委員（１５番 小筏 正治君） 静岡という住所になっとるけど、そこあたりはどがんっているかね。

○議長（林田 剛君） 地元委員。

○委員（１３番 井出 真吾君） 議席番号１３番、井出ですけど、まだ、この人は帰ってはこられていません。その家のほうも、もうぼろぼろの状態で、改装しなきゃ住まれないような感じなんですよ。畑も今まで作っていた方が、返す分には、半分ぐらいはきれいなんですけど、もう半分以上は山というのはおかしかけども、トラクターだけでは耕作できないような、荒れています。現状はそういうことです。

ただ、この方たちが、静岡でなんか法人みたいにしてから、五、六人で農家をしているのは事実だそうです。現状の畑はもう本当厳しいです。トラクター１台では畑にはできないみたいな感じですね、半分は。９反ありますけど、５反はもう山で。

以上です。

○議長（林田 剛君） はい、どうぞ。

○委員（１８番 東 康敬君） これ、今、説明の中で、半分はもう荒れ地状態という中でも、判定的には全く赤判定とか黄色判定していない中での普通の農地という形、今の現状の中では。

○委員（１３番 井出 真吾君） それは、栄木委員に聞かんにや。おいは、そこは担当じゃなかというか、赤判定になっとつとですから。（発言する者あり）

○議長（林田 剛君） 私からいいですか。この前は、西部調査会の中で、地元の推進委員の方が、本人がちょうど下見というか、来たそうですので。一応、その話の内容とかは、そういう今、井出委員からあったような内容だったということやったんですけど。まあ大丈夫だろうかという、西部調査会でも声は上がったんですが、一応そういう実績はあるので、一応注視というか、見守りながら、上げてはどうですかという内容やったですね、一部では。

○委員（１３番 井出 真吾君） もう一回いいですか。

○議長（林田 剛君） どうぞ。

○委員（１３番 井出 真吾君） １３番、井出ですけど、これ、この申請が通り次第、３００万円で一応買う家とその土地をもう一括購入したいって、本人の希望が出ているんですよね、許可が通れば。

○委員（１８番 東 康敬君） もう今、この地主さんというのは、こっちにはおられんわけですか。

○委員（１３番 井出 真吾君） いや、同じ町内でアパートに住んでいらっしゃいます。

○委員（１８番 東 康敬君） それは、農地自体は耕作はもうしていないということですか。

○委員（１３番 井出 真吾君） してないですね、半分は。

○委員（１８番 東 康敬君） 半分は、そしたら。

○委員（１３番 井出 真吾君） 半分は、二、三名の方がこの間まで作っていらっしゃいました。

○委員（１５番 小筏 正治君） これはどこですか。全部、もしかした場合は、荒れとるところを全部解消させたのか。荒れとるところはそのままだよ、ずっと。いつかは解消……。

○議長（林田 剛君） どうぞ、事務局。

○事務局長（高木 謙次君） この申請者は、今、協力者という方があと二人いらっしやいまして、この耕作放棄地については、二人の方は農業法人に勤めておられまして、今まで、栽培管理もれていましたし、耕作放棄地の解消とかもやってこられているんですね。その辺の実績が自分たちであるんで、ノウハウもあるからできるだろうということで購入をされるということで聞いています。

○委員（１１番 栄木 正孝君） この耕作放棄地がなくなるだけでもよかったように思いますけど。

○議長（林田 剛君） ほかにありませんか。内田委員。

○委員（１０番 内田 弘幸君） １０番、内田です。

さっきの話は、静岡のほうで法人、（「はい」と言う者あり）うちのほうはどげん、そのまま、こっちの（「そうです」と言う者あり）両方（「はい」と言う者あり）

○議長（林田 剛君） はい、どうぞ。事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 農業法人、静岡とかのほうは多分もう辞めてこられるんじゃないですかね。（「そうなんですか」と言う者あり）自分の会社じゃありませんので、勤め人です。こっちのほうで新たに耕作放棄地を解消しながら、自分たちの仲間で法人を立ち上げたいという、夢といいますか、そういったものを持って、農業で地域の発展に貢献をしたいというような希望を持ってこられるということみたいです。（発言する者あり）

○委員（１０番 内田 弘幸君） その協力者というとは、小浜の方ですか。

○事務局長（高木 謙次君） いえ、あとお二人の方もですね、一人は静岡、もう一人の方は熊本の天草の出身みたいです。

○議長（林田 剛君） 地元協力者は、小浜の人ですか。（「よそから」「近くの間人だよ」と言う者あり）

○委員（１０番 内田 弘幸君） 分かりました。

○議長（林田 剛君） よろしいですか。ほかに。

○委員（１１番 栄木 正孝君） 畑もその近くに持っているんですよね。

○委員（１０番 内田 弘幸君） そして、今、荒れとっている話とはいうか、農地パトロールで赤も何も出とらんとですか。

○委員（１１番 栄木 正孝君） 農地パトロールは、田んぼを主に見ていたんですけど、畑がこれだけ荒れとって、私も知らなかったんですよね。

○事務局長（高木 謙次君） ここに上がっているということは、赤判定にはなっておりませんので、緑、黄色ということです。（発言する者あり）

○議長（林田 剛君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、議案第５５号、申請番号５４番から６５番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第３、議案第５６号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書６ページを御覧ください。

〔議案第５６号の朗読〕

議案書７ページ、申請番号１０番から１１番の２件の申請がっております。詳しくは別添２を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について、説明をお願いいたします。

○委員（５番 中川 實美君） 議席番号５番、東部調査会長の中川です。

議案書７ページ、申請番号１０番が東部調査会関係分です。

申請番号１０番について、申請地は１０ヘクタール未満の集団の中にある農地で、第２種農地と判断しました。申請目的はクレーンの駐車場及び従業員の駐車場として利用する目的です。許可に関して特に問題はないと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号１０番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長をお願いします。

○委員（１６番 山崎 正典君） 議席番号１６番、西部調査会長の山崎です。

西部調査会関係分は、申請番号１１番です。

申請番号１１番について、申請地は、農振白地、１０ヘクタール未満の集団の中にある農地で、第２種農地と判断しました。申請目的は宅地への進入路用地で、昭和３６年から５１年の間に進入路を施工した無断転用であり、追認申請です。２０年以上前からの状態であり、例外的に、許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号１１番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、議案第５６号、申請番号１０番から１１番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして、日程第４、議案第５７号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書８ページを御覧ください。

〔議案第５７号の朗読〕

議案書９ページ、申請番号４１番から４７番の７件の申請がっております。詳しくは別添２を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について、説明をお願いいたします。

○委員（５番 中川 實美君） 議席番号５番、東部調査会長の中川です。

東部調査会関係分は、申請番号４１番から４２番です。

申請番号４１番について、申請地は、農振白地、１０ヘクタール以上の集団の中にある農地で、第１種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅で、例外規定の既存集落に接続していることから、許可に関して特に問題ないものと思われます。

次に、申請番号４２番について、申請地は、農振白地、１０ヘクタール未満の農地の集団の中にある農地で、第２種農地と判断しました。申請目的は車庫と駐車場用地です。会社の役員が祖母の農地を譲り受け、会社の従業員のための駐車場とするための転用申請です。許可に関して特に問題はない

と思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号41番から42番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、続きまして、中部調査会長お願いします。

○委員（10番 内田 弘幸君） 議席番号10番、中部調査会副会長の内田です。

中部調査会関係分は、申請番号43番から46番です。

申請番号43番について、申請地は、農振白地、10ヘクタール以上の集団の中にある農地で、第1種農地と判断しました。申請農地が一般個人住宅で例外規定の既存集落に接続していることから、許可に関して特に問題ないと思われます。

次に、申請番号44番について、申請地は、農振白地、島原鉄道阿母崎駅から300メートル以内にある農地で、第3種農地と判断しました。申請目的は進入路用地です。もともと農業用施設で、現所有者が届出されていて使用されていたが、今回、隣接している転用者に譲ることで話がつき、転用許可申請になったということです。

申請番号45番について、申請地は、農振白地、10ヘクタール未満の農地の集団の中にある農地で、第2種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅です。

申請番号46番について、申請地は、農振白地、10ヘクタール未満の農地の集団の中にある農地で、第2種農地と判断しました。申請目的は特定建築条件付売買予定地で、住宅9棟建築予定です。許可に関して特に問題はないと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号43番から46番について、ご質疑がありましたらお願いします。はい、どうぞ。

○委員（13番 井出 真吾君） 13番、井出ですけど、43番は譲受人は3町で、残りの分はその宅地として利用さすわけですか。（「宅地の残りの分が農地で」と言う者あり）宅地の残りの分が農地の中で、（「それを、親戚に当たるとですね」と言う者あり）分かりました。

○議長（林田 剛君） ほかにありませんか。はい、どうぞ。

○委員（10番 内田 弘幸君） ひょっとしたらあるかもしれませんが、これ、親戚関係というか、それで、その地主さんが、ほかも見ながらこう、こんな感じや、分からんけど、この価格で কিনかみたいな感じで、本当やったら、もう全部あれ、宅地でやりたかったとけど、やっぱり面積的にちょっと広がったもんですから、それで、一応分筆して、農地は農地でやるということで、なんか、もう前

から、ここはやるみたいな話もあった。

○委員（１５番 小筏 正治君） それやよかって、そういうふうに決めたって言ったちゅうたい。

（「一般個人住宅ちゅうよりは農家じゃなかということやろ」「そうですね」「農家は農家、住宅地やろ」と言う者あり）

○議長（林田 剛君） よろしいですか。ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、続きまして、西部調査会長お願いします。

○委員（１６番 山崎 正典君） 議席番号１６番、西部調査会長の山崎です。

西部調査会関係分は、申請番号４７番です。

申請番号４７番について、申請地は、農振白地、１０ヘクタール未満の農地の集団の中にある農地で、第２種農地と判断しました。申請目的は車両及び農機具置場用地です。許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号４７番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。はい、どうぞ。

○委員（１５番 小筏 正治君） ４トン車とか大型のコンテナをペタッと農地に置いているやろうが。

置いてあるところがあって、（「はい」と言う者あり）あれも申請をするん。

○委員（１８番 東 康敬君） あれって、移動されるもんか。移動されるん。

○議長（林田 剛君） 事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 先月だったかな、山崎委員から質問がありましたけど、ラップサイロとかああいうのを置く場合についても、耕作ができる状態にはありませんので、一応、転用申請も２アール以上ある場合は必要かと思います。

○委員（１６番 山崎 正典君） それは、住まいにしよう和小屋にしようと一緒にですか。例えば、こういうったとはもう部屋みたいにしてお住む、事務所でいえば、そういう感じ。車庫ちゅうか物置にもできるし、住もうと思ったら、部屋は一部屋ぐらいできるでしょ。

○議長（林田 剛君） はい、どうぞ。事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 農地等の立地条件というのがありまして、２種農地、３種農地、１種農地とか農振農用地であれば、例外規定にかからなければ駄目なんですけれども、２種、３種であれば可能だと思います。（「どっちも」と言う者あり）はい。２種については、３種で農地にそういったものをつくる場所がなかったりした場合は、２種については可能となると思います。

○委員（１６番 山崎 正典君） 分かりました。

○議長（林田 剛君） よろしいですか、皆さん。ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、議案第57号、申請番号41番から47番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第58号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書12ページを御覧ください。

〔議案第58号の朗読〕

議案書13ページ、整理番号1番から、議案書49ページ、整理番号64番までです。

整理番号1番から5番は、貸借に係る案件、整理番号6番から16番までは、所有権移転に係る案件、整理番号17番から64番までは、農地中間管理機構に貸し付ける配分先まで決定する一括方式となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） 議案第58号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る申請番号1番から5番について、ご質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） それでは、次に、所有権移転に係る申請番号6番から16番について、ご質疑ありませんか。ありませんか。はい、どうぞ。内田委員。

○委員（10番 内田 弘幸君） 議席番号10番、内田です。

10番の1反ちよいぐらいで15万円というのが、ここのところが難しい、これが妥当なのかどうか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（林田 剛君） 10番の案件について質問がありましたが、ご意見ありませんか。

○事務局長（高木 謙次君） ここ、宮原委員さんに一応確認したところですけど、荒れているということはいわれていなかったと思います。金額については、事務局で一応確認してから上げておりますので。

○委員（10番 内田 弘幸君） これ、事務局で確認もして、これ、印鑑も両方もらってる。

ただ、この地区が1反で15万円というのが、やっぱり周りに与える影響も考えたり、いろいろしたもんやけ、済んだことであるから、事務局は、それは確認ばしたと言うばってん、事務局がどういうふうに、本人たちと話ばしたとか。

○委員（15番 小筏 正治君） 要するに、ないとでしょう。何で、これ面積が15万円になって。

○委員（１０番 内田 弘幸君） じゃけ、事務局が、これが、事務局で確認って言うたけ、どういう確認ば。ただ、売買の確認ばしただけでしょうけん。

○事務局長（高木 謙次君） お互いの合意の下、この金額ということを確認されたということですね。

○委員（１０番 内田 弘幸君） よか農地ば１５万円とかさ言うて、事務局が確認した件でしたら、もう終わりの確認であって、その農地が今、どんくらの農地ということまで確認は取らんじゃろ、水はけがいいとか。

○事務局長（高木 謙次君） そこまではしておりません。

○議長（林田 剛君） 東部の中でもなかったわけですか。

○委員（１０番 内田 弘幸君） よかです。

○議長（林田 剛君） よろしいですか。（発言する者あり）ほかにございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） それでは、次に、農地中間管理事業に係る申請番号１７番から６４番について、ご質疑はありませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第５８号は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

次に、日程第６、議案第５９号、農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書５０ページを御覧ください。

〔議案第５９号の朗読〕

議案書５１ページ、整理番号１番から４番です。資料は別添３を御覧ください。

この議案については、前年まで、中間管理機構を介した貸借のうち、配分先のみを変更する分で上がってきていた案件ですが、基盤強化法の改正で配分先のみの変更部分が法の中で削除されていることから、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定により、案として作成し、承認をもらった上で農林部局へ要請するものです。

以上です。

○議長（林田 剛君） 議案第５９号に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、議案第５９号、申請番号１番から４番は、申請ど

おり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり承認することに決定しました。

次に、日程第7、議案第60号、農用地利用集積等促進計画（原案）の意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書53ページを御覧ください。

〔議案第60号の朗読〕

議案書54ページ、整理番号1番から、議案書67ページ、整理番号24番です。この議案書（案）ですが、これまで事前に機構を介して提出されていましたが、手続がスムーズにいくよう農林課（市町公社）のほうで作成した後、機構を介せず、直接農業委員会へ提出し、意見を求められたものです。

審議内容は、先ほどの議案第59号の促進計画と同様であり、審査・意見等ございましたらお願いします。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、各委員さん、質問等がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、議案第60号、農用地利用集積等促進計画（原案）の意見聴取については、「特に意見なし」と報告することとします。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後3時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年12月 5日

議 長

署名委員

署名委員